



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

145 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための消毒の実施 (畜産課)

告 示

和歌山県告示第145号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成19年2月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 家畜の種類

鶏

(2) 実施の範囲

1,000羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場。ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。

4 実施時期

平成19年2月14日から平成19年2月28日まで

5 消毒の方法

消石灰の農場内(鶏舎周囲及び農場外縁部)散布